

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年3月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 木村 達夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

89,422

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

658,886

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	253,625
姫路市	138,241
尼崎市	127,881
明石市	84,069
西宮市	132,728
洲本市	11,612
芦屋市	26,185
伊丹市	55,197
相生市	7,527
豊岡市	20,841
加古川市	71,696
たつの市	20,082
赤穂市	12,491
西脇市	10,464
宝塚市	63,474
三木市	20,231
高砂市	24,044
川西市	43,051
小野市	12,713
三田市	29,636
加西市	11,448
丹波篠山市	10,790
養父市	5,911
丹波市	16,558
南あわじ市	12,237
朝来市	7,723
淡路市	11,587
宍粟市	9,516
加東市	10,507

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,107
多可町	5,252
稲美町	8,373
播磨町	9,446
神河町	2,871
市川町	3,060
福崎町	5,017
太子町	9,191
上郡町	3,904
佐用町	4,183
香美町	4,334
新温泉町	3,623